

東日本大震災により
被害を受けられた方へ

所得税の申告相談会

東日本大震災により住宅や家財など（自動車、屋根瓦、塀、墓石を含む）に被害を受けられた方を対象として、次のとおり、所得税の申告相談会を開催します。

▶日程

- ・稲敷市あずま生涯学習センター
（稲敷市佐原組新田 1596）
2月1日（金） 10:00～11:30、13:30～15:00
- ・竜ヶ崎税務署（龍ヶ崎市川原代町1182-5）
2月4日（月） 9:00～17:00
- ・牛久市保健センター（牛久市中央3-15-1）
2月5日（火） 10:00～11:30、13:30～15:00
- ・取手市役所藤代庁舎（取手市藤代700）
2月6日（水）・7日（木）・8日（金）
10:00～11:30、13:30～15:00

▶対象

- (1)平成24年中に修繕（再修繕・追加工事を含む）費用などを支出した方
- (2)平成24年分の申告に雑損控除を繰り越して控除する方
- (3)昨年までに申告手続きが済んでいない方

▶必要書類等

- ①被害を受けた資産、取得時期・価格が分かるもの
- ②被害を受けた資産の取り壊し・除去・修繕費用などが分かるもの（請求書や領収書など）
- ③被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの
- ④市町村から「り災証明書」の交付を受けている場合には、その証明書
- ⑤平成23年分以前の申告手続きをする方は、その年分の所得金額や所得控除額の分かるもの（源泉徴収票原本、社会保険料控除証明書、生命保険料控除証明書など）
- ⑥平成22・23年分の確定申告書を提出している方は、その控え
- ⑦還付となる場合は、還付金を受け取る振込口座（申告者名義の口座に限る）の分かるもの
- ⑧認め印（スタンプ式不可）

▶問合先

竜ヶ崎税務署 個人課税部門

☎ 0297-66-1303

※音声案内に従い「2」番を選択

（土・日曜日、祝日を除く 8:30～17:00）

市・県民税申告 （守谷市役所）

▼対象

次のいずれかに該当する方で、確定申告をする必要がない方（確定申告をする方は、市・県民税の申告は必要ありません）

- ・遺族年金、障がい年金、失業保険等の非課税所得のみで同居の親族の扶養に入っていない方
- ・金額の記載された税証明書が必要な方

・給与所得者で勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されていない方

・給与以外の所得（20万円以上）の場合は確定申告が必要）がある方

・市内在住者以外の扶養になつてゐる方（単身赴任中の夫の被扶養者など）

※前年に、市・県民税申告をした方と所得および被扶養者であることの確認がでなかつた方には1月下旬に市役所から申告書を送付

・給与所得者で勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されていない方

▼日時・会場

○2月1日（金）～13日（水）
午前9時～午後5時

市役所税務課（2階）

○2月14日（木）～3月15日（金）

・午前9時～11時

・午後1時30分～3時

市役所大会議室（受付時間外は市役所税務課）

※土・日曜日を除く（ただし、2月24日（日）と3月3日（日）は、午前9時～11時のみ実施）

◎郵送による申告

市・県民税の申告は、郵

送で提出することができます。記載・添付漏れがないかをよく確認してください。後日、内容の確認が必要となる場合がありますので、電話番号を必ずご記入ください。

▼郵送・問合先

〒302-0198

守谷市大柏950-1

市役所税務課 市民税G

内線205～207

竜ヶ崎税務署での確定申告

▼対象 市・県民税申告以外

○所得税

2月18日（月）～3月15日（金）

○贈与税

2月1日（金）～3月15日（金）

○消費税（地方消費税）

4月1日（月）まで

※土・日曜日を除く（ただし、2月24日（日）と3月3日（日）は、現金納付以外の業務を実施）

▼時間 午前9時～午後5時

▼問合先

竜ヶ崎税務署
☎ 0297-66-1303
（代表）